

## 新型コロナウイルス感染症患者等の入院に係る協力金交付要綱

令和2年11月18日制定

### (通則)

第1条 新型コロナウイルス感染症患者等の入院に係る協力金（以下「協力金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、新型コロナウイルス感染症患者又は疑似症患者（以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。）の円滑な入院について支援を行うことにより、市内の医療体制の崩壊を防止することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）に規定される、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものをいう。
- (2) 新型コロナウイルス感染症患者 新型コロナウイルスについて、既にPCR検査又は抗原検査で陽性と確定している患者をいう。
- (3) 疑似症患者 次の各号のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 新型コロナウイルスに感染している恐れがあると医師が認めた、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項に基づく疑似症の届け出が出されている入院医療が必要な患者（ただし、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく救急搬送若しくは「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日事務連絡厚生労働省医政局地域医療計画課及び厚生労働省健康局結核感染症課通知）に定める帰国者・接触者外来の受診等により市からの依頼を受けた患者又は他の医療機関からの依頼を受けた患者に限る。）
  - イ 新型コロナウイルスについて「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和2年2月6日健感発0206第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に定める退院基準を満たした65歳以上の患者（ただし、退院基準を満たした後の最初の転院による入院に限る。）

### (交付事業者)

第4条 協力金の対象事業者（以下「交付事業者」という。）は、市からの依頼を受けて、新型コロナウイルス感染症患者等を入院させた市内医療機関として別に市長が定めるものとする。

### (交付対象経費及び交付金額)

第5条 この要綱における交付対象経費は、新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入に係る経費と

し、交付金額は、次の各号により算出された額の合計額とする。なお、1月につき合計額が20,000,000円を超えた場合、20,000,000円を上限とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者の入院1人につき300,000円
- (2) 疑似症患者の入院1人につき200,000円
- (3) 同一の患者が第3条第2号及び第3号の規定をともに満たした場合、(1)の額を協力金額とする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 交付事業者は、協力金の交付を受けようとするときは、次の各号に定める様式により交付申請及び実績報告をしなければならない。

- (1) 交付申請書 様式1
- (2) 事業実績報告書 様式2

2 前項に規定する書類の提出期限は、別に市長が定めるものとする。

(交付決定通知)

第7条 市長は、前条の申請書等を受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、協力金の交付を決定し、交付金額を確定し、確定通知書(様式3)により交付事業者に通知しなければならない。

(交付条件)

第8条 協力金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 市長は、交付申請又は実績報告の内容に虚偽が判明した場合、その他市長が交付を不相当と認めるときは、協力金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- (2) 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることができる。
- (3) 協力金の交付と重複して、新型コロナウイルス感染症患者等の入院に係る補助金交付要綱(令和2年11月18日制定)に規定する補助金(以下「補助金」という。)の交付を受ける場合、その合計額が1月につき20,000,000円を超えたときは、その合計額は20,000,000円を上限とし、協力金又は補助金のいずれかは上限額との差額を交付する。

(協力金の交付)

第9条 市長は、第7条の規定による協力金額の確定通知後、交付事業者から請求があったときは、速やかに協力金を交付しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に関し必要な事項は、保健福祉局医務監が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和2年11月18日から施行する。

(適用期間)

第2条 この要綱は、第5条第1号の規定は令和2年4月1日から令和2年4月30日及び第5条第2号の規定は令和2年4月1日から令和2年6月9日の期間に遡って適用する。ただし、適用期間前に既に退院した若しくは既に入院していた又は適用期間後に入院した新型コロナウイルス感染症患者等には適用しない。